

---

# 広島県における 再犯防止の取組について

---

令和5年2月14日  
広島県 環境県民局  
県民活動課

# 【目次】

1. 広島県における犯罪をした人の状況
2. 広島県再犯防止推進計画
3. 刑事司法手続終了者に対する  
就労支援事業

# 【目次】

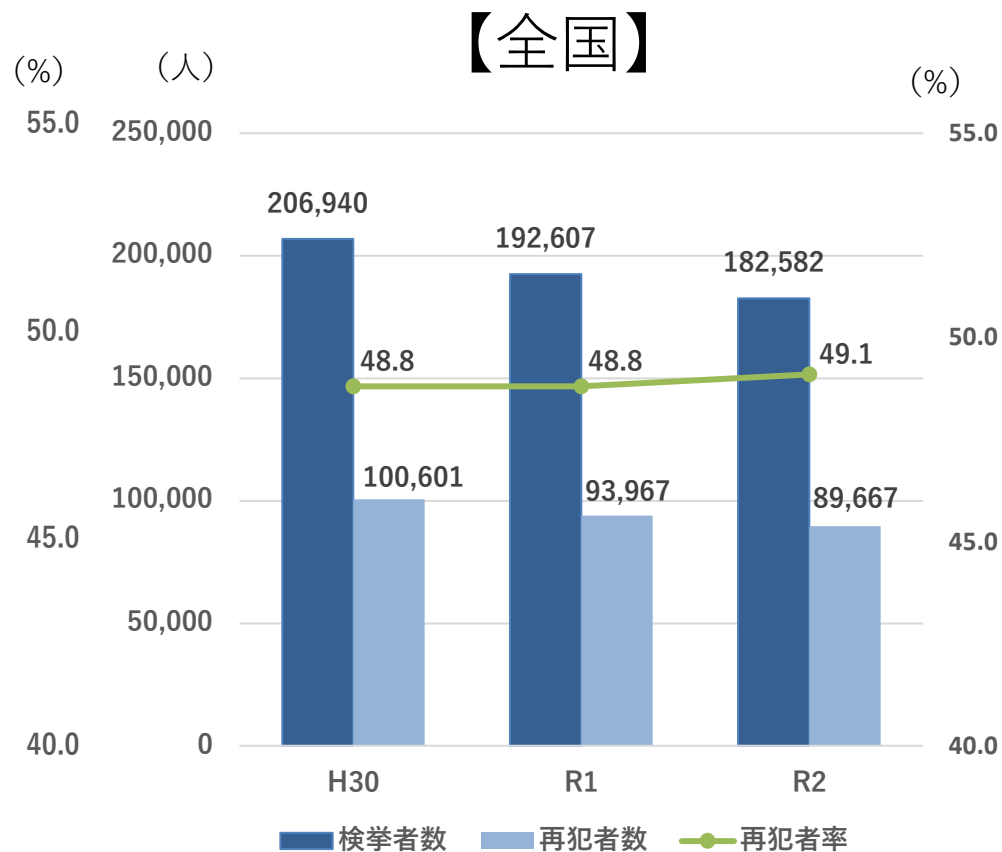
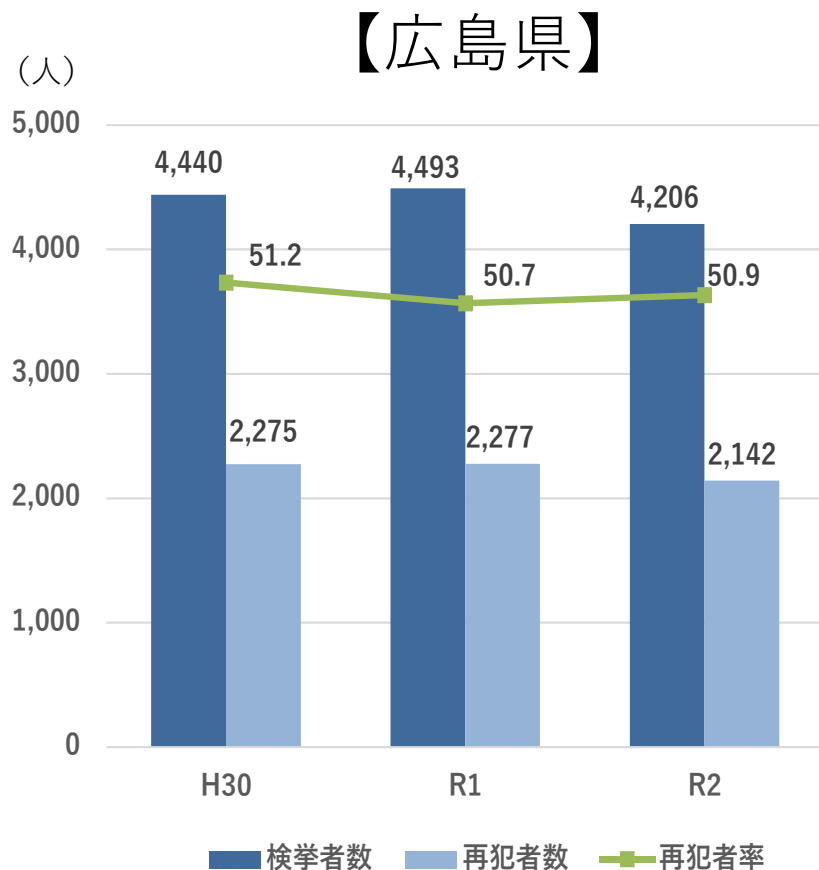
1. 広島県における犯罪をした人の状況
2. 広島県再犯防止推進計画
3. 刑事司法手続終了者に対する  
就労支援事業

# 広島県における犯罪をした人の状況

## ■再犯者数・再犯者率（広島県）

近年、○再犯者数は横ばい。

○再犯者率は、継続して5割を超え、全国よりも高い



※ 法務省大臣官房秘書課調査を基に県民活動課で作成

# 広島県における犯罪をした人の状況

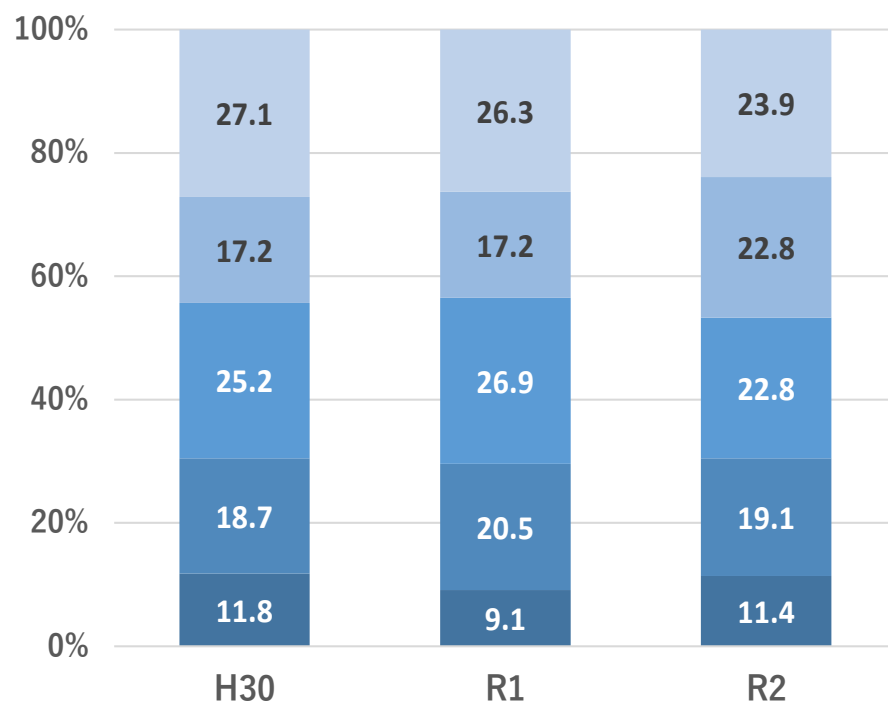
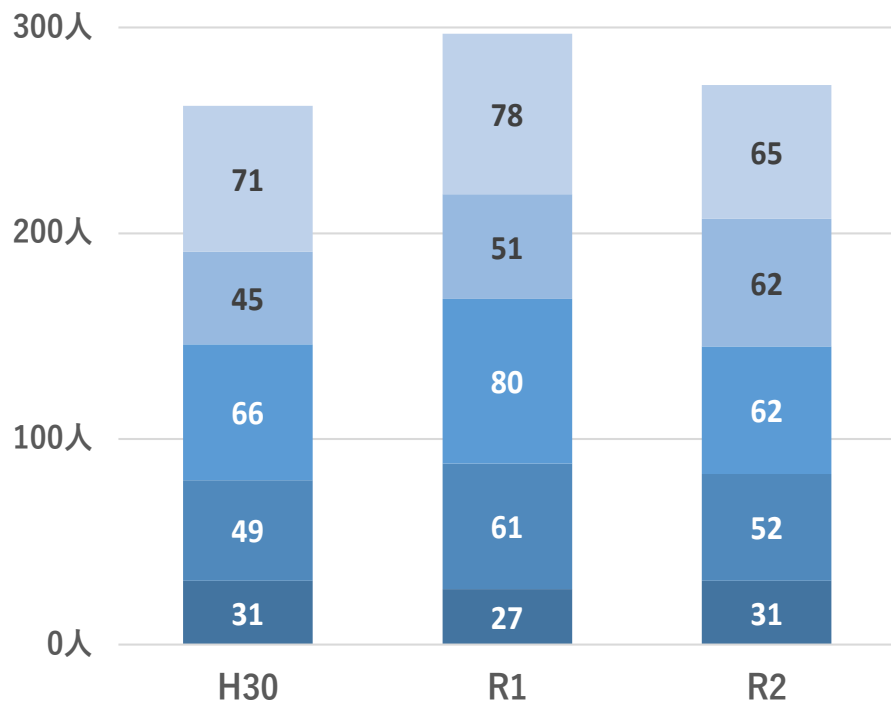
## ■受刑者※の状況（広島県）①

○年齢（人数）

入所者数は300人弱で横ばい。

○年齢（割合）

60歳以上の割合が、23～27%



■ 20歳代 ■ 30歳代 ■ 40歳代 ■ 50歳代 ■ 60歳代以上

■ 20歳代 ■ 30歳代 ■ 40歳代 ■ 50歳代 ■ 60歳代以上

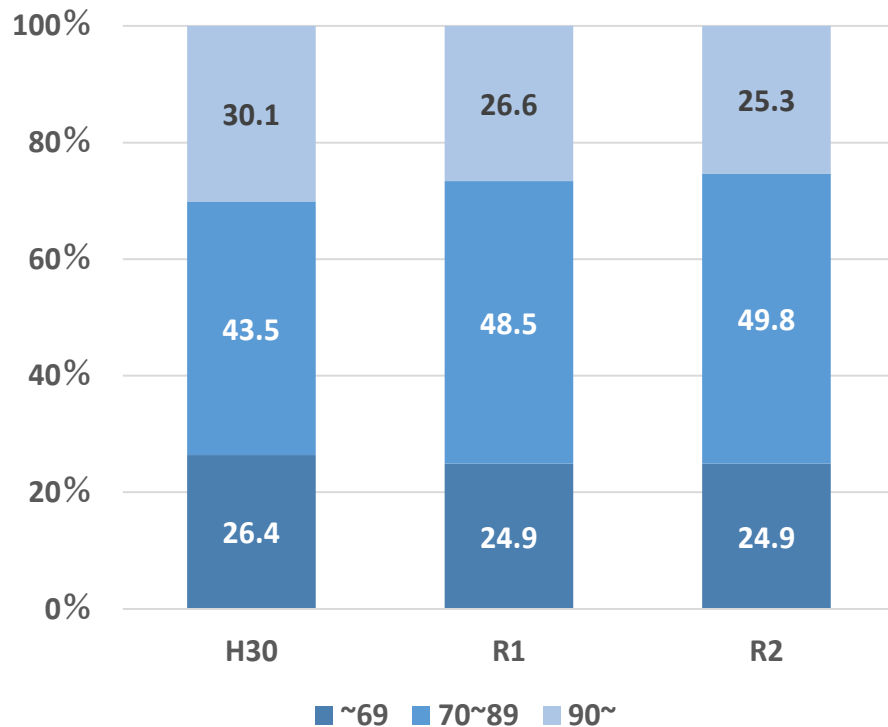
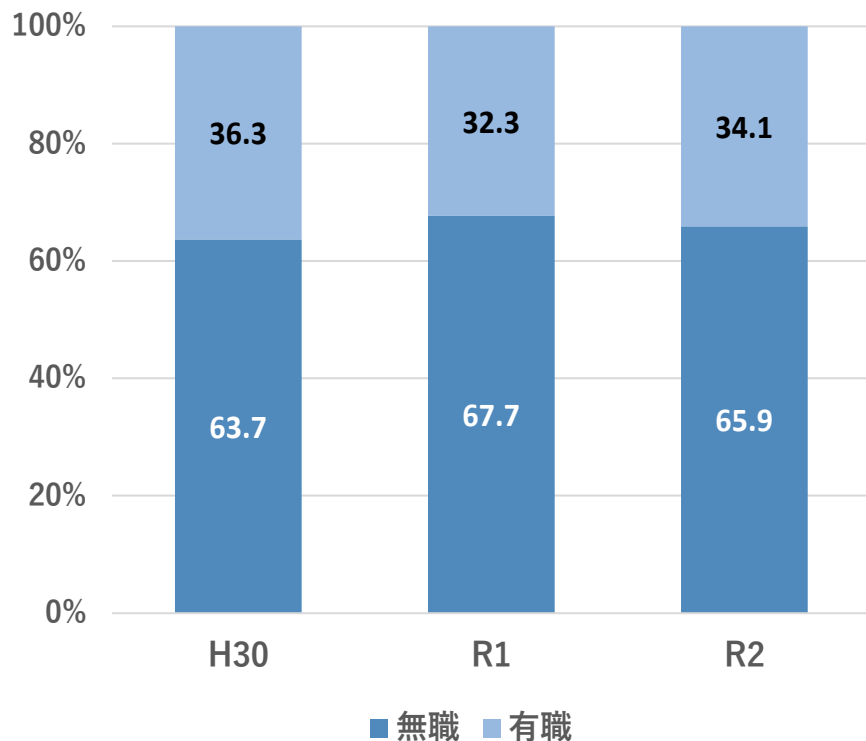
※法務省矯正局調査を基に広島県県民活動課で作成。犯罪時の住居が広島県の新受刑者の状況。

# 広島県における犯罪をした人の状況

## ■受刑者の状況（広島県）②

○犯罪時の就業状況  
無職の割合が63～67%。

○能力検査値（IQ相当値※）  
69以下の者が24～26%，  
70～89の者が43～49%。



※刑事施設において実施した能力検査の結果を，IQに相当する値に置き換えたもの。IQの中央値は100。

# 【目次】

1. 広島県における犯罪をした人の状況
- 2. 広島県再犯防止推進計画**
3. 刑事司法手続終了者に対する  
就労支援事業

# 広島県再犯防止推進計画

## 1 策定趣旨

高齢，疾病，貧困等の生きづらさを抱えた犯罪・非行をした人に対し，地域社会において「息の長い」支援を実施するため，県の目指す姿や取組の方向を示すために策定。

## 2 位置づけ

再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第8条に基づく県計画

## 3 計画期間

令和3年度～令和7年度（5年間）

## 4 対象

犯罪・非行をした人とその家族，犯罪・非行をした者の立ち直りに関わる者，及び犯罪・非行をした者を取り巻く社会の全ての構成員

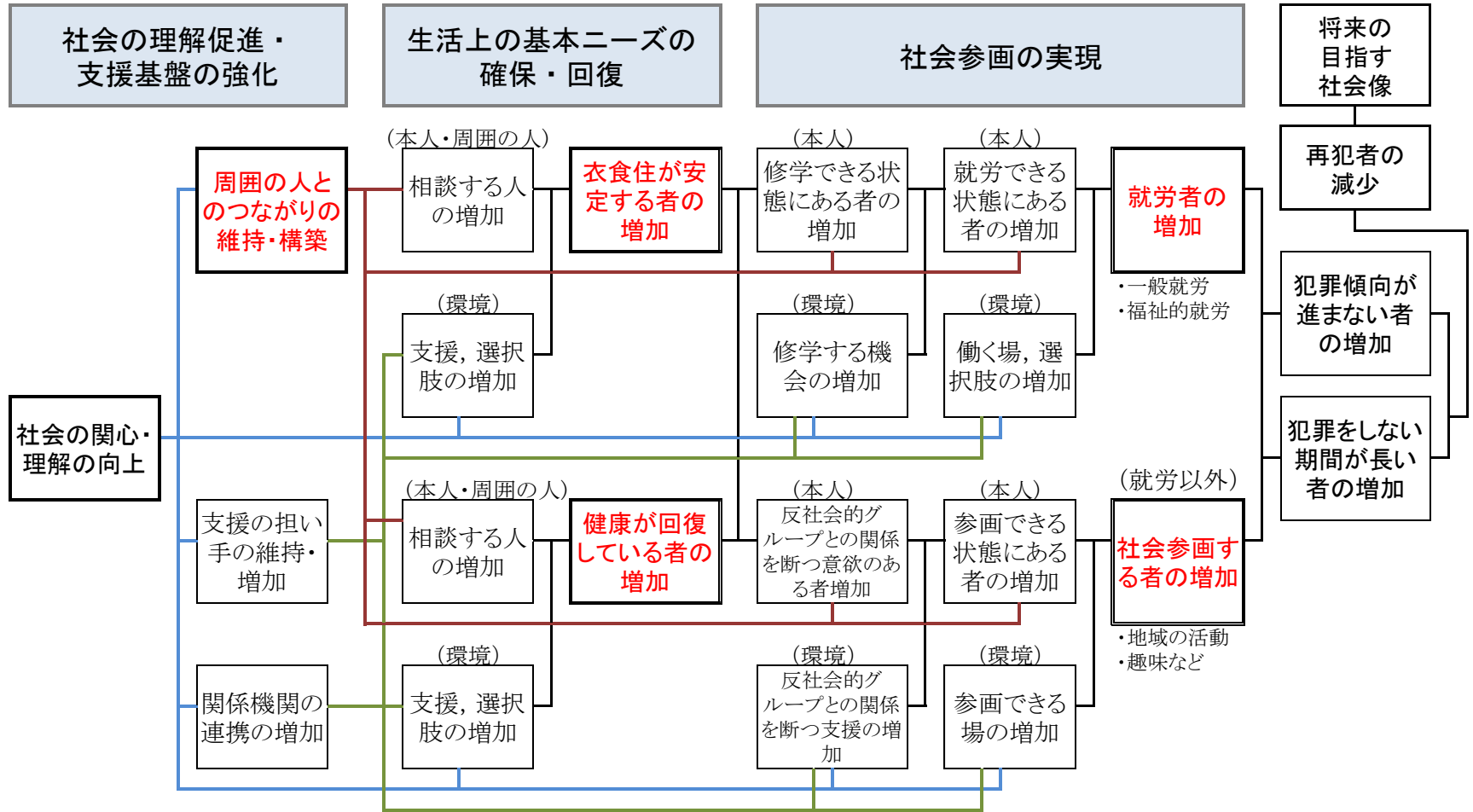
### 《施策体系》

項目	小項目
1 社会の理解促進・支援基盤の強化	(1) 社会の理解促進
	(2) 支援基盤の強化
2 生活上の基本ニーズの確保・回復	(1) 住居等の確保
	(2) 保健医療・福祉サービスの利用支援等
3 社会参画の実現	(1) 就労に向けた支援
	(2) 修学等の支援



# 広島県再犯防止推進計画

## ■ 「目指す社会像」の実現に必要な要素



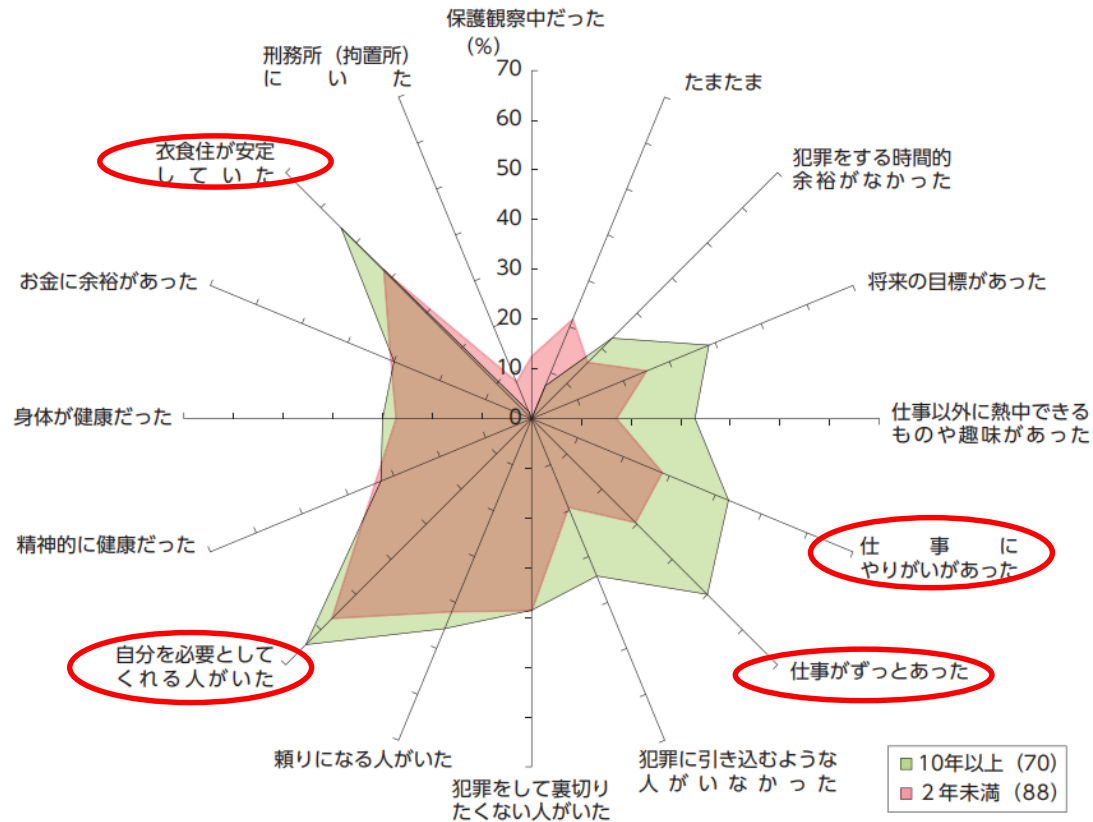
※参考：法務総合研究所報告59「再犯防止等に関する研究」における受刑者調査 等

# 広島県再犯防止推進計画

## 【参考】施策体系の根拠

2-3-11図

再入者 犯罪と関わりなく生活できた理由（期間別）



※ 出典：法務総合研究所報告59「再犯防止等に関する研究」における受刑者調査28頁

# 広島県再犯防止推進計画【成果指標】

## 【社会の理解促進・支援基盤の強化】

○再犯防止推進計画を策定した市町※の数

R2年度 (策定時)	R3年度 (現状値)	R7年度 (目標値)
2市	12市町	20市町

※県内市町数：23市町

## 【生活上の基本ニーズの確保・回復】

○福祉等の利用調整をした者の1年後の地域定着率※

H29～R1年度 平均 (策定時)	R1～R3年度 平均 (現状値)	R4～R6年度 平均 (目標値)
83%	67%	88%

※地域定着率

住居、保健医療、福祉サービスの提供を受けている者／利用を調整した者

## 【社会参画の実現】

○就労支援をした者の就労継続率（3か月後）

R2年度 (策定時)	R3年度 (現状値)	R7年度 (目標値)
—	75%※	90%

※R3年度に支援を行った35名のうち、R3年度内に支援が終了した8人の就労3ヵ月後の継続率

# 【目次】

1. 広島県における犯罪をした人の状況
2. 広島県再犯防止推進計画
3. 刑事司法手続終了者に対する  
就労支援事業

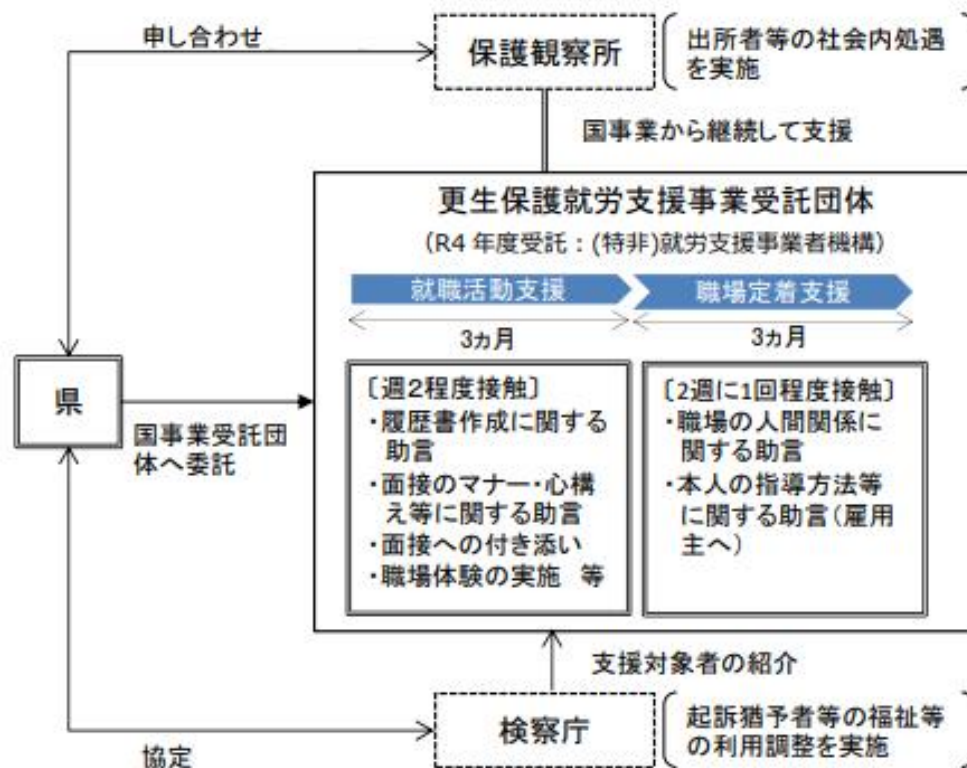
# 刑事司法手続終了者に対する就労支援事業

## ■事業概要

・ 犯罪・非行により，就労が困難な状況にあるが，刑事司法手続きの終了により，支援を受けることができなかった者（起訴猶予者等），国の支援が終了した者（保護観察等対象者）に対し，就職及び職場定着の支援を実施する。

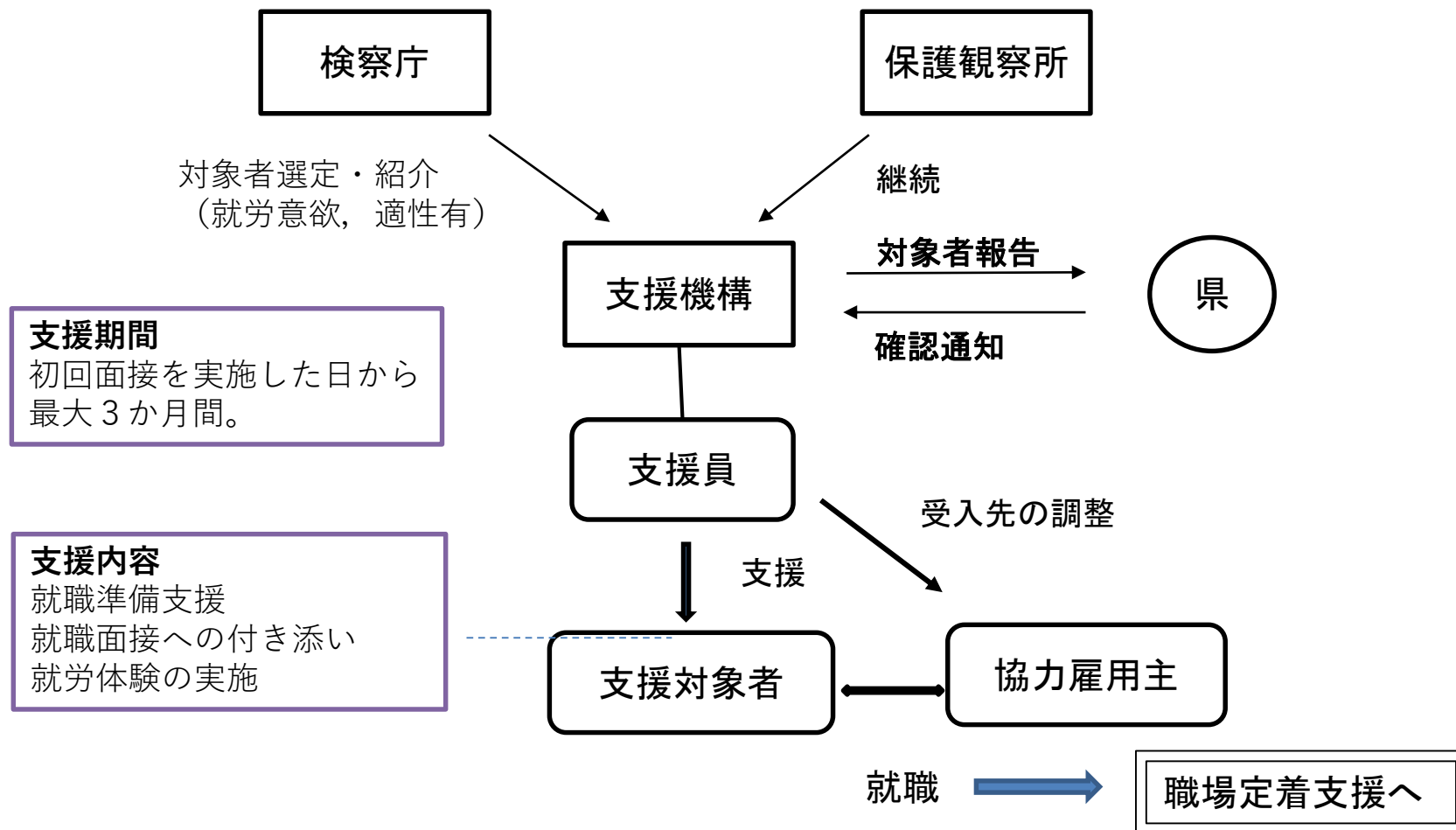
・ 令和4年度当初予算：2,049,000円

## ■事業イメージ



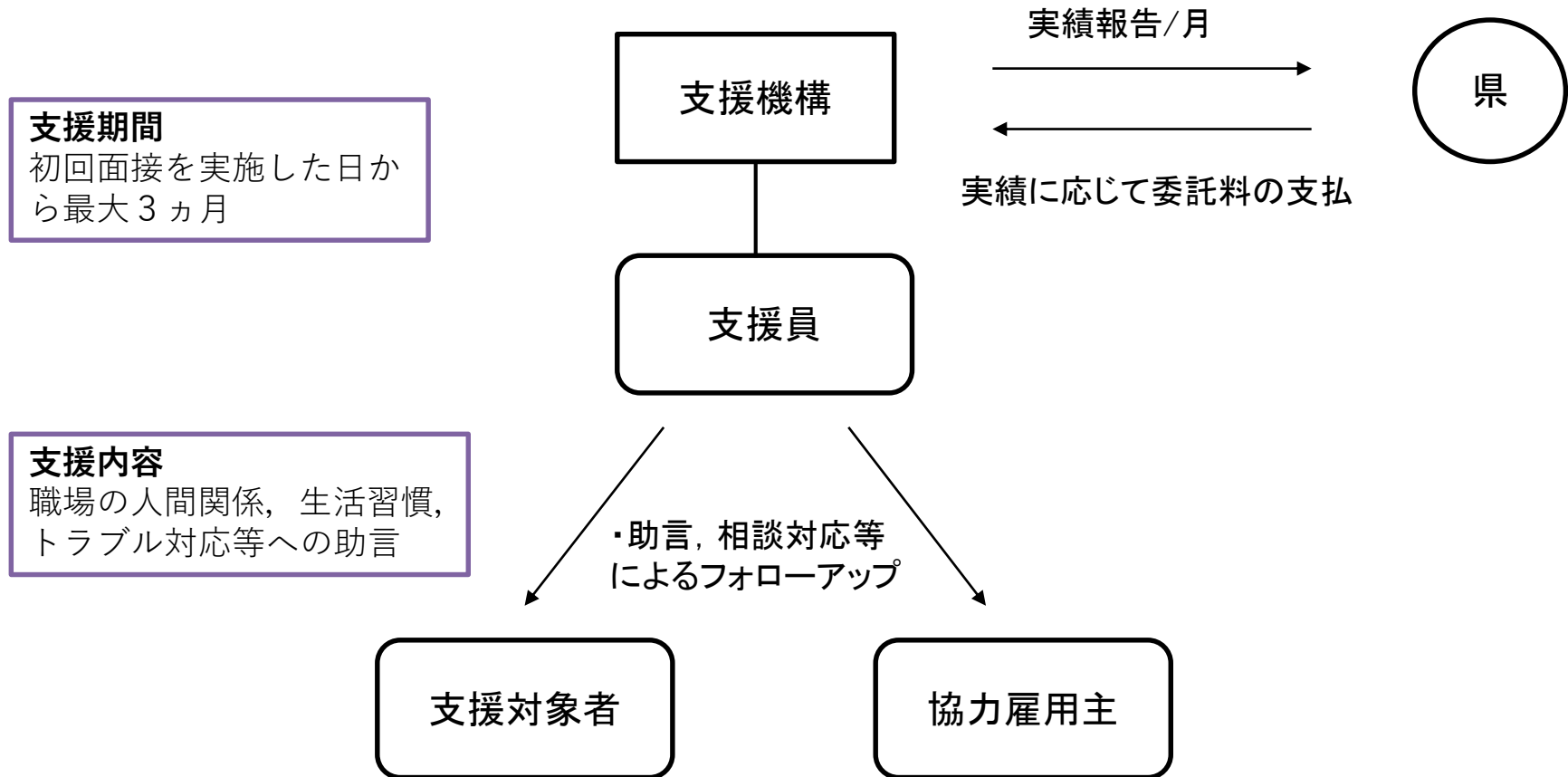
# 事業内容①：就職活動支援

## 【イメージ】



# 事業内容②: 職場定着支援

【イメージ】



# 就労支援事業の意義

---

## 1. 就労支援による再犯の防止

## 2. 刑事司法手続の狭間にある者への支援

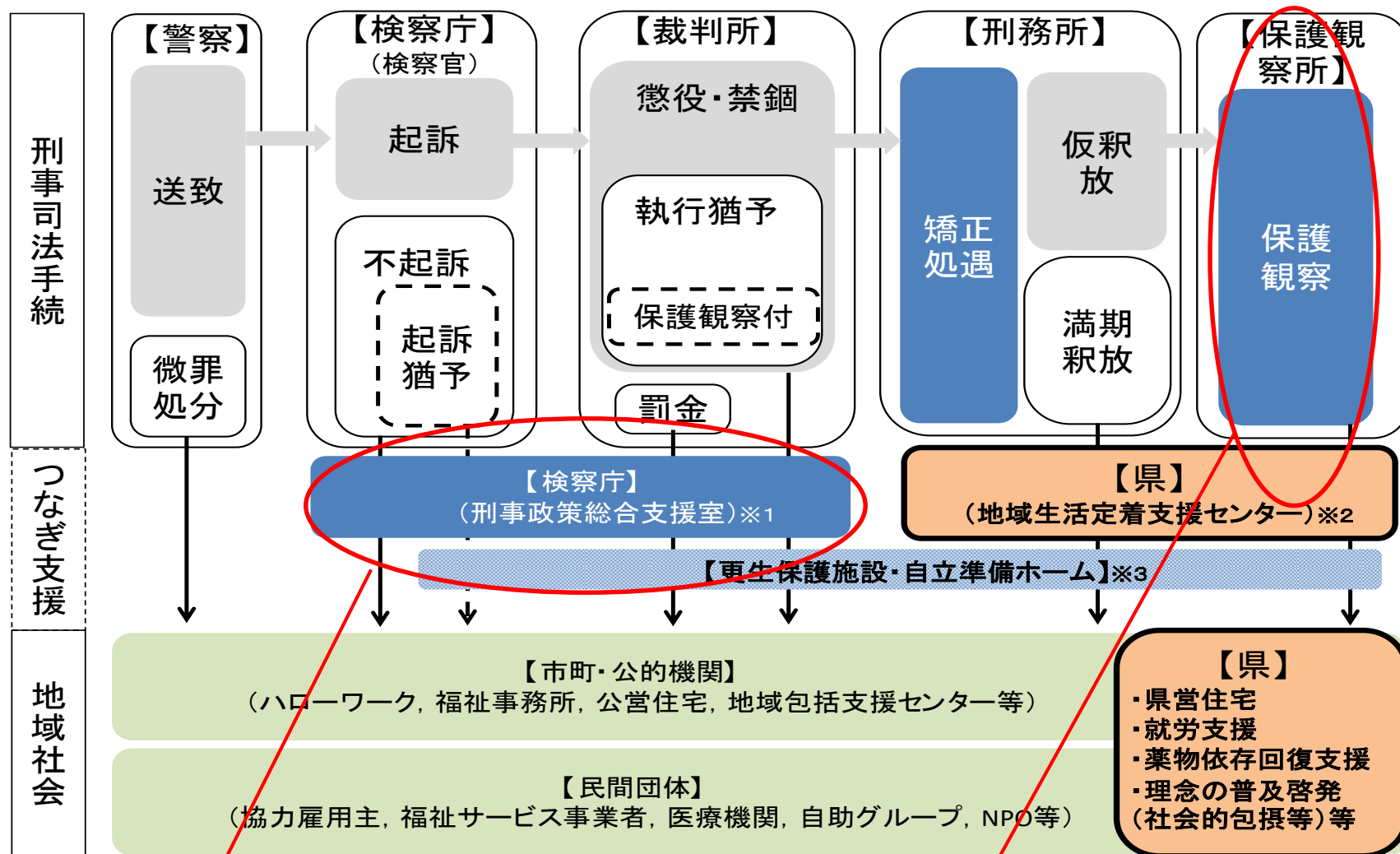
① 検察庁・保護観察所が関与できない領域での支援

② 入口支援への拡大

→ 犯罪傾向が進む前の介入



# 【参考：刑事司法手続きの流れ】



支援は勾留期間(大体10~20日)に限られる。

支援は保護観察・更生緊急保護の期間に限られる。

## ○就労支援事業のポイント

### 検察庁や保護観察所等との緊密な連携

県事業は、

- ・対象者の選定や紹介を行う機関
  - ・対象者に伴走して就労や定着を支援する団体 等
- との連携によって実施

⇒関係機関で会議を開催するなど、

情報共有に努めることが大切

～ご清聴ありがとうございました～